

別表第二 3 東大竹地区地区整備計画区域

伊勢原都市計画東大竹地区地区計画

平成2年9月1日都市計画決定 市告示第48号

位置面積 東大竹特定土地区画整理事業施行区域 約18.8ha

計画地区の区分	ア 建築等をしてはならない建築物	イ 建築物の容積率の最高限度	ウ 建築物の建蔽率の最高限度	エ 建築物の敷地面積の最低限度	オ 壁面の位置の制限 (外壁等から道路又は隣地境界線までの距離の最低限度)		カ 建築物の高さの最高限度	キ 垣又は柵の構造の制限
					(ア)	(イ)		
一般住宅A地区	次の各号に掲げる建築物。ただし(1)又は(2)に掲げる建築物で都市計画道路3.4.4田中笠窪線に10メートル以上接道する敷地に建築するものについては、この限りでない。 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) 政令第130条の9第1項の表の(2)又は(3)に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの (3) ホテル又は旅館 (4) 自動車教習所又は畜舎 (5) 法別表第2(に)項第2号に掲げる工場			132平方メートル	階数が3以上の建築物(一戸建て専用住宅を除く。)の場合で外壁等から道路及び隣地境界線までの距離	1.5メートル	次の各号に掲げる区分による。ただし、都市計画道路3.4.4田中笠窪線に10メートル以上接道する敷地に建築するものについてはこの限りでない。 (1) 敷地面積が200平方メートル未満の場合 9メートル (2) 敷地面積が200平方メートル以上500平方メートル未満の場合 12メートル	
一般住宅B地区					上記以外の場合で外壁等から道路及び隣地境界線までの距離	1.0メートル	(3) 敷地面積が500平方メートル以上1000平方メートル未満の場合 15メートル (4) 敷地面積が1000平方メートル以上の場合 18メートル	
共同住宅C地区	一般住宅A地区の項に掲げる建築物				外壁等から道路及び隣地境界線までの距離	1.0メートル		
共同住宅D地区								

この表のオ欄における壁面の位置の制限は、次の各号に掲げる建築物には適用しない。

- (1) 基準時における敷地面積が132平方メートル未満の敷地に建築するもの
- (2) 床面積の合計が25平方メートル未満の自動車車庫
- (3) 床面積の合計が10平方メートル未満の物置その他これに類する用途に供するもの



Vertical line on the left side of the page.

